

令和7年度

家族全員で加入しましょう!

交通災害共済は、会員の皆様が
不幸にして交通事故に遭われ、災害を受けた場合に
見舞金を差し上げ、お互い助け合う制度です。

加入申込受付
5月15日
から

400円の会費で

1日の治療でも
見舞金が
2万円

死亡の場合は
100万円

自転車での事故(転倒など)も、もちろん対象になります。

山形県市町村交通災害共済組合

加入できる方

組合を組織する市町村に住民登録をしている方であれば加入できます。

(就学のため県外及び県内他市町村に住所を有する学生の方も加入できます。)

令和7年度の共済期間

令和7年7月1日から令和8年6月30日までの1年間です。ただし、転入等により中途加入した場合は、会費納入の日から令和8年6月30日までです。

(7月1日以降、組合外に転住しても期間内は有効です)

共済会費

会員1人年額400円です。

(転入等により共済期間の中途に加入された場合も同額です)

令和7年度の申込期間

令和7年5月15日から令和7年6月16日までとなります。

(申込期間中に交通事故が発生した場合は、見舞金は支給されません)

共済見舞金額表

等級	死亡又は傷害の程度	支給金額
	死亡の場合	1,000,000円
1	自動車損害賠償保障法施行令(昭和30年政令第286号)別表の等級の区分の第1級から第3級までの各号に掲げる後遺障害をうけた場合	500,000円
2	治療期間が160日以上、治療実日数60日以上の場合	150,000円
3	治療期間が130日以上、治療実日数50日以上の場合	120,000円
4	治療期間が100日以上、治療実日数40日以上の場合	100,000円
5	治療期間が70日以上、治療実日数30日以上の場合	80,000円
6	治療期間が50日以上、治療実日数15日以上の場合	60,000円
7	治療期間が25日以上、治療実日数6日以上の場合	40,000円
8	治療期間が15日以上、治療実日数3日以上の場合	30,000円
9	治療期間が15日未満の場合	20,000円

●交通事故確認書での請求の場合は6等級までの支給となります。

●治療期間並びに治療実日数によって計算されます。

●実際に治療しない日数は治療実日数から除かれます。

●自宅で投薬又は売薬で治療した場合は治療日数から除かれます。

●同じ日に2ヶ所の病院又は2診療科で治療を受けた場合でも1日として計算されます。

見舞金について



見舞金の請求期間

- ①交通事故が発生した日から1年以内に、加入手続きをした市役所又は町村役場担当課に請求して下さい。ただし、1等級（後遺障害※自賠責保険における後遺障害の1～3級に相当する重度の障害が残存する場合に限られます。）にあっては、交通事故発生の日から2年以内となります。
- ②上級移行
 - ①の共済見舞金の支給を受けた後、同一の交通事故が原因で、1年以内に死亡したとき、又は、傷害の程度が上級に移行したときは、もう一度請求していただければ、その差額を支給いたします。ただし、この場合の請求期間は、交通事故発生日から18ヶ月以内です。（この場合でも見舞金支給額は交通事故発生日から1年分が限度となります。）

見舞金の請求

原則として負傷の場合はご本人、死亡の場合はそのご遺族の方が、次の書類を添えて各市町村の市役所・役場に請求して下さい。

- ①請求書 ②会員証の写し
 - ③自動車安全運転センター事務所の発行する **交通事故証明書**
 - ④傷害の場合は組合指定の診断書、死亡の場合は医師が発行した死亡診断書か死体検案書
 - ⑤戸籍謄本（死亡の場合：会員と請求者との関係が確認できるもの）
 - ⑥交通事故証明書が得られない場合は、組合が指定した交通事故確認書
- ※請求書と診断書・確認書は各市役所・町村役場から受け取ってください。

見舞金が支払われない場合

- ①自殺 ②無免許運転（同乗者を含む） ③酒気帯び運転（同乗者を含む）
- ④故意（例：わざと交通事故を起こした場合など）
- ⑤窃盗（例：無断で他人の車を運転して交通事故が発生した場合など）
- ⑥ひき逃げ（例：ひき逃げした本人がその交通事故によりけがした場合など）

交通遺児一時金

会員である父母が不幸にして交通事故により死亡したときは、満18歳（満18歳に達した日以後における最初の3月31日）までのお子さんに一時金を差し上げます。

※一時金の額は、第一子30万円・第二子20万円・第三子以下10万円

※請求は、遺児と生計を同じくしている親権者又はこれに代って遺児を保護する方が請求して下さい。

交通事故にあったら

交通事故にあったときは（自転車の転倒等を含む）、最寄の警察署（交番・駐在所）へ届けてください。

※どんな軽いけがでも、必ず警察署（交番・駐在所）へ届けてください。

万一警察署へ届けをしない場合、支部長（市町村長）の交通事故確認書では、6等級までの見舞金となります。

山形県市町村交通災害共済条例

(目的)

第1条 この条例は、日本国内において、交通事故により災害を受けた組合を組織する市町村(以下「関係市町村」という。)の住民を救済するための共済制度を設け、もって関係市町村民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)道路 道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。

(2)交通事故 道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両又は同項第11号に規定する身体障害者用の車いすによる道路通行上の人身事故(過失による自損行為を含む。)をいう。

(共済事業の内容)

第3条 組合は、交通災害共済(以下「共済」という。)として、会員がその資格を有している期間中に交通事故により災害を受けた場合に、死亡または傷害の程度に応じて会員若しくはその遺族に共済見舞金を支給するものとする。

(共済期間)

第4条 共済期間は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日をもって終る。

(会員となることができる資格要件)

第5条 共済の会員になることができる者は、関係市町村の区域内に住民登録をしている者とする。

2 会員が共済期間中に前項に規定する資格を喪失した場合においても、当該共済期間中は会員の資格を失わないものとする。

(共済加入の手続きおよび効力)

第6条 会員になろうとする者は、規則の定めるところにより、申込書に会費を添えて、支部に申し込まなければならない。

2 共済の会員たる資格は、前項の申込により会費が納入されたときからその効力を生じ、第4条に規定する共済期間の満了をもって、その資格を失う。

(共済会費)

第7条 会費は、会員1人1共済期間につき400円とする。ただし、1共済期間の中途において加入した場合も同額とする。

2 既に納付した会費は返還しない。

(共済見舞金の支給)

第8条 会員が、交通事故により災害を受けたときは、会員またはその遺族に対して、別表の定めるところにより、共済見舞金を支給する。

2 傷害の場合における等級の認定は、別表に掲げる治療期間と治療実日数をもって行うものとする。ただし、当該傷害に係る治療実日数の該当する等級が治療期間の該当する等級より下位の等級に該当する場合で、当該傷害に係る治療内容等からみて当該下位の等級によることが適当でないと認められる場合は、当該下位の等級より上位の等級に認定することができる。

3 共済見舞金は、組合長が支部長の副申に基づき適当と認めたときに支給する。

4 共済見舞金の支給を受けた後、交通事故発生の日から1年以内に死亡したとき又は傷害の程度が上級に移行したとき(1等級の場合は2年以内とする。)は、請求によりその差額を支給する。ただし、事故発生の日から18か月以内に請求しなければ共済見舞金は支給しない。

(共済見舞金の請求)

第9条 共済見舞金の請求は、会員またはその遺族がこれを行う。

2 共済見舞金の請求は、規則で定める様式により、支部を経由して、組合長にしなければならない。

3 共済見舞金の請求は、交通事故発生の日から1年以内にしなければならない。ただし、1等級の共済見舞金請求にあっては、交通事故発生の日から2年以内とする。

(遺族の範囲)

第10条 共済見舞金の支給を受けることができる遺族の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1)配偶者(婚姻の届出はしていないが、会員の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

(2)子

(3)父母

(4)孫

(5)祖父母

(6)兄弟姉妹

2 前項に掲げる者の共済見舞金を受ける順位は、同項各号の順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 第1項第2号から第6号までに規定する遺族が2人以上いるときにおいては、組合長は、それらの1人に見舞金を支給することによってその他の遺族に対する共済見舞金支給の責を免れるものとする。

(支給の制限)

第11条 会員が、次の各号に掲げる事由により災害を受けた場合または虚偽の請求をした場合には、その者にかかる共済見舞金は支給しない。

(1)自殺

(2)無免許運転(同乗者を含む)

(3)酒気帯び運転(同乗者を含む)

(4)故意

(5)窃盗

(6)ひき逃げ

2 会員が、次の各号に掲げるものに該当する場合は、共済見舞金の全部または一部を支給しない。

(1)会員が、正当な理由なくして傷害の治療に関する医師の指示に従わなかったとき。

(2)無断で他人の車を運転し交通事故を起こしたとき。

(3)その他、法令に違反したとき。

3 虚偽または不正の申請により、共済見舞金の支給を受けた者についてはその見舞金を返還させるものとする。

(共済見舞金の支給の特例)

第12条 交通事故により死亡した会員に第10条に規定する遺族がないときは、共済見舞金に代えて、葬祭費に相当する金額を葬祭執行者に支給するものとする。ただし、この場合においても前条の規定を適用する。

2 前項の葬祭費として支給する金額は、別表の死亡の場合の共済見舞金の2分の1以内とする。

3 葬祭費の請求は、葬祭執行者の提出にかかる支払領収書、その他の証書類を添えて関係市町村の長が、代わってこれを行うものとする。

(交通遺児激励援助一時金の支給)

第13条 会員である父母(養子の場合は養父母)または生計の中心者である者が交通事故(天災地変によるものを除く)により死亡したとき、その者と生計を同じくしていた満18歳(満18歳に達した日以後における最初の3月31日)までの子で、かつ関係市町村の区域内に居住し、住民登録をしていた者(以下「遺児」という。)があるときは、この者に対し交通遺児激励援助一時金(以下「一時金」という。)を支給する。

2 支給事由発生するとき胎児であった者が出生した時は遺児とみなす。

(一時金の額)

第14条 一時金の額は第一子300,000円、第二子200,000円、第三子以下100,000円とする。

(一時金受給権の請求)

第15条 遺児と生計を同じくしている親権者またはこれに代わって遺児を保護する者(以下「保護者」という。)は規則の定めるところにより遺児に代わって組合長に対して一時金受給権(以下「受給権」という。)の請求をするものとする。

2 組合長が特別の事情があると認めたときは、前項の規定にかかわらず保護者を認定し、受給権の請求を認めることができる。

(受給権の請求期間)

第16条 受給権の請求は支給事由発生の日から1年以内に行わなければならない。

(一時金の受領者)

第17条 一時金は保護者が遺児に代わってこれを受領する。

第18条 削除

第19条 削除

第19条の2 削除

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、組合長が別に定める。

別表 省略